

# 平成 14 年度包括外部監査報告(概要)

## (その1)競輪事業について

### I 監査の概要

#### 1 位置付け

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 2 項に基づく包括外部監査。

対象年度:原則として平成 13 年度(必要に応じて平成 14 年度及び過年度)。

#### 2 テーマ選定理由

近時、公営競技の衰退傾向の例に漏れず、四日市競輪も車券売上高は減少し、四日市市への貢献額(一般会計への繰出額)も減少傾向にある。競輪事業は特定の地方自治体に許された収益事業であり、収益が生じなければ存在意義が問われる。一方で四日市市の財政状態は非常に厳しい状況である。競輪事業が収益を稼ぎ出し、自主財源として市財政へ貢献するという本来の役割を今後とも果たして行くことが出来るのか、そのために競輪事業の執行が経済的・効率的に実施されているか、について外部監査を実施する必要を認めたため。

#### 3 外部監査実施期間

平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 2 月 3 日まで(以下、年度の表示は「平成」を略)

### II 包括外部監査の結果報告書の概要について

#### 1 四日市競輪の目的と成果

● 競輪事業の目的は、施行者である四日市市にとっては「地方財政の健全化」、すなわち貴重な自主財源として、競輪事業から市財政へ多額の貢献をすることである。収益事業を行い利益を獲得すること、そのこと自体が目的と考える。

● 四日市競輪は昭和 27 年の開設以来、13 年度までの設備投資の総額は建物・工作物だけでも 57 億円となっている。また、競輪事業から四日市市の一般会計に繰出された金額は開設以来 13 年度までの累計で 155 億円であり、四日市市の財政に貢献してきた。開設以来 13 年度までの車券売上高の累計(4,688 億円)から払戻金(75%)を除いた、事業の利益(1,172 億円)からどれだけ繰出金として分配されたかをみると、13%の分配率であり、一定の成果をあげてきたと評価できる。

#### 2 競輪事業特別会計の経営状況

● 四日市競輪の元年度から 13 年度の 13 年間の車券売上高、本場入場人員は 3 年度をピークに減少しており、低落傾向である。単年度純収支は、3 年度が最近時では黒字幅が一番大きく、それ以降減少傾向にあり、8 年度以降は 10 年度を除いてマイナスとなっている。一般会計への繰出金についても 3 年度から 5 年度の 15 億円をピークに減少している。

● 普通競輪と記念競輪の車券売上高の推移をみると、普通競輪は売上高が低下の一途を辿っているのに対し、記念競輪自体の売上高は安定している。これは、記念競輪は人気があること、入場者や地域のファンといった枠をこえた車券購入者が存在し、それが臨時場外車券売場や電話投票という発売方法の多様化とうまく結び付いたというこ

と思われる。

● 競輪特別会計は厳しい状況にあるが、他場開催競輪の車券売上業務から得られる競輪使用料収入等により水面下に浮上しているという構図である。一般会計への繰入のため事業努力が必要である。

● 四日市市は事業収入が一宮市・松阪市よりも下回り、また単年度純収支も他の2市よりも下回っていた(13年度)。

### 3 財務事務の状況

#### (1) 財産

● 手許現金の取扱いに関する規程(要綱等)や保有資金量が多額である未払車券相互払基金口座に関する規程(要綱等)の整備が必要と考える。【意見】

● 貸金基金口座は臨時従事員賃金の支給のためのものだが、場外発売経費精算残の受入にも使用している。新たに目的添う口座開設が有用と考える。【意見】

● 公衆電話代口座で14年度、引落不能が3度発生した。公衆電話の設置必要性も含め、管理方法を検討する必要がある。【意見】

● 払戻前渡資金口座は調査日現在、管理簿の記入漏れがあり、預金通帳記帳残と不一致であった。管理簿記帳を口座入出金の事実に基づいて正確に行うこと。【指摘】

● 管理簿のない基金口座は、預金通帳で代替しているが、帳簿を作成することが有用である。【意見】

● 「物品現在高報告書」と現物照合の結果、不一致があった。既に処分済みの物品であり、廃棄処分の事務処理を失念していた。「物品現在高報告書」の記載を改める

と共に、不用品処分を適切に行う必要がある。【指摘】

● 帳簿と物品の照合は、事業課においては網羅的には行われていない。【指摘】

#### (2) 収入(歳入)

● レースグレードが高いほど1開催当たりの平均車券売上高は高くなっており、グレードの高いレースを誘致する事により、施行者の車券売上高は大きくなる。開催日程も含め開催場の選定基準を満たすよう経営改善が必要。

【意見】

● また、臨時場外発売場を増加させることにより収益改善を図ること。【意見】

● 競合する近隣地方公営競技開催数と車券売上高との関係では、競合数の増加により電話投票売上高と臨時場外車券売上高は逡減していく。

● 特観席の差別化・多様化により、サービス内容の向上について再検討すべき。【意見】

● 競輪使用料の増加に積極的に取り組む必要がある。【意見】

● 雑入中の消費税の還付額 884 千円(12 年度分)は、計算誤りにより、還付税額が更に約 12,000 千円増加することが判明した。十分注意して計算する必要がある。【指摘】

● 競輪特別会計はその収支構造から見て原則課税方式を選択した方が有利となる可能性がある。課税売上高が基準を下回ると予測されても、直ちに簡易課税方式を採用するのではなく、原則課税方式による試算を行い、有利となる方法の採用が望まれる。【指摘】

#### (3) 支出(歳出)

● 車券売上高に対する車券関係臨時従事員賃金の比率は低いが、臨時従事員 1 人当たり 1 日車券売上高は

4競輪場中、豊橋競輪について低い。これは売上規模の割に臨時従事員の延べ日数が多いこと、効率が悪いことを示している。松阪競輪と比べ延べ日数が多い。賃金水準は高くないので、窓口数の構造的問題や配員に検討の余地がある。【意見】

- 報償費の選手賞金及び賞品等について、経済産業省収支報告の合計と決算調べを突合せた結果、65,000円の差異があった。コードを誤ったことによるものだが、注意すべき。【指摘】

- 需用費等で、随意契約とする理由が書面に記載されていないものが散見された。【指摘】

- 経費削減の一環として、14年度に無料送迎バスの名古屋線と津線の運行を休止した。今後も入場者や車券売上高の確保の点とコストを勘案して運行のあり方を検討をする必要がある。【意見】

- 記念競輪開催時に作成された車券売上金及び払戻金実績調査表上に計算誤りが1,691千円あった。払戻金の集計ミスが原因だが、誤りが生じないようにすべき。【指摘】

- 手書きの未払金管理簿を正式の帳簿とすると共に、記載方法や様式を改善し、帳簿記入を明瞭にすることが必要である。【指摘】

#### 4 企業会計方式によるストック及びフロー情報の試算

四日市競輪が、民間企業で運営されていると仮定して、企業会計の立場から、競輪事業のストック(資産・負債残高)とフロー(損益)の状況の分析を試みた。

##### (1)ストック情報(資産・負債の状況)

- 競輪事業への投下資本は減価償却費控除後で約52億円(競輪事業単独表)と大きな投資額となっている。開場日数は年間3分の1だが、134億円の売上を達成している。総資本回転率の点では民間企業並であるが、閉場している年間3分の2の期間の施設の有効活用が望まれる。【意見】

- 四日市市が作成・公表しているバランスシート(総務省方式)は、普通会計(一般会計と特別会計の一部)のみを対象としているため、市の全体像を示しているわけではない。今後は特別会計を全て合算し、さらに、出資法人等を対象範囲に入れた連結バランスシートの作成を進めることが望まれる。【意見】

- 部門や事業の評価という内部管理のために、部門別のバランスシートを作成し、事業評価の一つの材料とすることが望まれる。【意見】

##### (2)フロー情報(損益の状況)

- 企業会計ベースの経年比較によると、売上総損益段階及び営業損益段階では3年間ともマイナスである。営業外損益の雑収入により、当期損益段階では改善があるが、11年度・13年度においては全ての損失をカバーするほどではない。企業会計ベースの損益状況(3年間)や単年度純収支の状況等を考えると、構造的な赤字体質(12年度は例外)である。民間企業でいえばその事業の存続そのものに疑問符を付けられていることになる。繰越金がある間は、その範囲で収支差額の補填や一般会計への繰出あるいは基金の積み立ては可能だが、現在の損益状況の継続を仮定すると、競輪事業継続のためには、近い将来、一般会計よりの繰入という事態もありうる。施行者側での経費削減の努力は勿論だが、売上増加は一施行者ではどうにもならない点が多い経営環境である。しかし、与えられた開催内容・日程での売上高予測は可能なので、単に次年度予算という短期計画ではなく、中長期の売上・損益計画を策定して、合理的な意思決定を行っていく必要がある。意思決定の方法としては、例えば「競輪事業経営検討委員会」(仮称)を組成して、その答申に基づき検討するというシナリオも考えられる。【意見】

- 損益分岐点売上高は官庁会計ベース・企業会計ベースともに固定費の減少・限界利益率の改善により低下しているため、3年間比較では黒字転換点に向かっている。しかし、現状は依然水面下にあり、13年度に損益ゼロ

(損益分岐点)に到達するには官庁会計ベースで 79 百万円、企業会計ベースで 1,449 百万円の売上高の増加が必要であった。

## 5 平成 14 年度の新施策

### (1) ナイター競輪導入の効果

● ナイター競輪実施により当初見積の売上高を達成し、前年同時期比較(ナイター競輪を実施しない場合と比較)すると車券売上高は増加(60%)し、開催収支も事業課集計では改善されている。

● ナイター競輪の売上高の中味として、通常の四日市競輪の場合や他場のナイター競輪と比べ電話投票の割合が大きい。

● ナイター競輪投資額は約 246 百万円と考えられるが、投資回収期間を試算すると 10 年(時間価値は無視)となる。また、この設備投資(固定費増)により損益分岐点は上昇し、13 年度と同水準の損益を得るには約 97 百万円の追加売上が必要となる(耐用年数 15 年と仮定)。新たな設備投資を計画する際には、そのため追加売上がどの程度必要か、回収期間は何年か等をこのような手法により算出し、設備投資の効果の事前評価に利用する必要があると思われる。【意見】

### (2) 新賭式導入の効果

● 14 年度に新賭式を導入した場合、車券売上高等の見通しのもとでも、単年度収支は手放しで喜ぶことができる水準ではない。さらに、霞ヶ浦振興公社が負担する部分を考慮すると新賭式導入によっても、四日市市の競輪事業は厳しい点に変わりなく、今後の収支は予断を許さない状況にある。新賭式に係る設備投資は債務負担行為(19 年度まで)として予算決議され、その間の事業継続が想定されている。長期的視野で、収支マイナスや一般会計からの繰入の事態が生じないよう、一層の経営努力が必要。

● 新賭式導入の設備投資についても、損益分岐点の上昇により 13 年度と同水準の損益を得るには企業会計ベースで年間 1,255 百万円追加売上が必要となる。新たな設備投資の意思決定のためには、このような手法も含めた管理会計によるデータを十分収集し、主観的・希望的判断を排して、設備投資の効果の事前評価を行う必要がある。【意見】

以上